

平成28年第1回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p><b>三鷹市行政不服審査会条例（制定）</b></p> <hr/> <p>1 設置 行政不服審査法に基づき、三鷹市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置くこととした。</p> <p>2 所掌事項 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他の法の規定によりその権限に属させられた事項を処理することとした。</p> <p>3 組織 審査会は、法律又は行政に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員3人をもって組織することとした。</p> <p>4 委員の任期 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないこととした。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とすることとした。</p> <p>5 会長及び副会長 審査会に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により定めることとした。</p> <p>6 守秘義務 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。その職を退いた後も同様とすることとした。</p> <p>7 罰則 6に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。</p> <p>8 その他会議、庶務及び委任について定めることとした。</p> <p>9 施行期日等 (1) 施行期日</p>

平成 28 年 4 月 1 日

(2) 三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正次のとおり報酬を定めることとした。

職 名	報酬日額
行政不服審査会委員	11,500円

2 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ条例（制定）

1 目的及び設置

防災対策の促進、子どもの健やかな育ち、高齢者及び障がい者を含む全ての市民の福祉の向上並びに健康の保持増進、生涯学習及びスポーツの推進に寄与するとともに、市民の幅広い活動の推進と交流を図るため、災害に強いまちづくりと多様な機能が融合した元気創造の拠点として三鷹中央防災公園・元気創造プラザを設置することとした。

2 名称及び位置

名称 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ  
位置 三鷹市新川六丁目 37 番 1 号

3 施設の構成

- (1) 三鷹中央防災公園
- (2) 総合スポーツセンター
- (3) 子ども発達支援センター
- (4) 総合保健センター
- (5) 福祉センター
- (6) 生涯学習センター
- (7) 総合防災センター

4 運営の方針

各施設は、相互に密接な連携と協力のもとに運営することとした。

5 各施設の設置等

各施設（3(7)を除く。）の設置及び管理運営については、各施設の設置条例の定めるところによることとした。

6 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

3	<p data-bbox="352 309 882 344"><b>三鷹市生涯学習センター条例（制定）</b></p> <hr/> <p data-bbox="360 452 612 488">1 目的及び設置</p> <p data-bbox="384 501 1358 770">市民が生涯にわたって、ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会をつくるとともに、市民参加と協働のまちづくりの推進を目指して、多世代にわたる多様な市民の主体的な学習を保障し、社会教育を含む生涯学習の振興を図るため、三鷹市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置することとした。</p> <p data-bbox="360 786 612 822">2 名称及び位置</p> <p data-bbox="416 835 868 871">名称 三鷹市生涯学習センター</p> <p data-bbox="416 884 916 920">位置 三鷹市新川六丁目 37 番 1 号</p> <p data-bbox="360 934 485 969">3 事業</p> <p data-bbox="392 983 1358 1064">(1) 生涯学習に関する講座等の学習機会の提供及び人材育成に関すること。</p> <p data-bbox="392 1077 1358 1158">(2) 生涯学習に関する情報及び資料の収集並びに提供並びに相談に関すること。</p> <p data-bbox="392 1171 1358 1252">(3) 生涯学習に関する活動の支援、団体の連携及び交流に関すること。</p> <p data-bbox="392 1265 1139 1301">(4) 生涯学習センターの施設等の使用に関すること。</p> <p data-bbox="392 1314 967 1350">(5) その他生涯学習の推進に必要な事業</p> <p data-bbox="360 1364 740 1400">4 指定管理者による管理</p> <p data-bbox="384 1413 1358 1494">生涯学習センターは、1 の目的を効果的に達成するため、指定管理者が管理を行うこととした。</p> <p data-bbox="360 1507 740 1543">5 指定管理者が行う業務</p> <p data-bbox="392 1556 967 1592">(1) 3 に掲げる事業の実施に関する業務</p> <p data-bbox="392 1606 1158 1641">(2) 施設並びに設備及び器具の維持管理に関する業務</p> <p data-bbox="392 1655 1190 1691">(3) 施設並びに設備及び器具の使用の承認に関する業務</p> <p data-bbox="392 1704 1222 1740">(4) 施設並びに設備及び器具の使用料の徴収に関する業務</p> <p data-bbox="392 1753 903 1789">(5) その他市長が必要と認める業務</p> <p data-bbox="360 1803 644 1839">6 受講料等の徴収</p> <p data-bbox="384 1852 1358 1933">指定管理者は、3 に掲げる事業を自主事業として行うときは、受講料その他必要な経費を徴収することができることとした。</p>
---	--

7 利用者懇談会

市長は、生涯学習センターに関する利用者懇談会を開催し、市民の意見を聴くこととした。

8 使用料

施設の使用については、別表に定める使用料を徴収することとした。

別表

施設名	団体区分	時間区分			
		午前9時～正午	午後0時30分～午後3時30分	午後3時45分～午後6時45分	午後7時～午後10時
学習室1	市内団体	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
学習室2		2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
学習室3		2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
学習室4		900円	900円	900円	900円
学習室5		1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
学習室6		1,400円	1,400円	1,400円	1,400円
学習室7		1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
創作室1		2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
創作室2		2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
料理実習室		2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
和室		1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
ホール（ステージ使用）		6,700円	6,700円	6,700円	6,700円
ホール（ステージ不使用）		4,900円	4,900円	4,900円	4,900円

9 その他休館日、開館時間、使用の承認等、使用の不承認、使用料の減免、使用料の不還付、個人情報の取扱い、使用料の市外団体区分等について定めることとした。

10 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年4月1日。ただし、10(5)は公布の日

(2) 三鷹市社会教育会館条例の廃止

三鷹市社会教育会館条例を廃止することとした。

(3) 三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正  
10(2)に伴い、公民館運営審議会委員の報酬の規定を廃止するこ

	<p>ととした。</p> <p>(4) 三鷹市立図書館条例の一部改正 三鷹市社会教育会館の廃止に伴い、同館に併設する三鷹市立下連雀図書館を廃止することとした。</p> <p>(5) 準備行為 生涯学習センターの施設の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができることとした。</p>
<p>4</p>	<p><b>三鷹市子ども発達支援センター条例（制定）</b></p> <hr/> <p>1 目的及び設置 障がいのある児童及び発達に課題のある児童（以下「障がい児等」という。）の福祉の増進を図るとともに、全ての子どもの健やかな育ちを支援するため、三鷹市子ども発達支援センター（以下「発達支援センター」という。）を設置することとした。</p> <p>2 名称及び位置 名称 三鷹市子ども発達支援センター 位置 三鷹市新川六丁目 37 番 1 号</p> <p>3 事業及び施設の使用 (1) 発達支援センターは、1の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うこととした。 ア 障がい児等の医療、福祉、生活等の相談及び療育、発達支援等に関すること。 イ 障がい児等の保護者及び家族（以下「保護者」という。）に対する障がい児等に関する相談、支援等に関すること。 ウ 障がい児等及び保護者の地域での健やかな育ち並びに豊かな生活への支援等に関すること。 エ 地域の子育て等に関係する者及び団体への支援等に関すること。 オ 地域子育て支援拠点事業に関すること。 カ 一時保育に関すること。 キ その他市長が必要と認める事業</p>

(2) (1)の事業に支障がない場合は、施設の使用をさせることができることとした。

4 使用料

施設の使用については、別表に定める使用料を徴収することとした。

別表

施設名	使用区分	貸切使用					個人使用			
		団体区分	時間区分					個人区分	利用時間(3時間以内)	
			午前9時～正午	正午～午後3時	午後3時～午後6時	午後6時～午後9時	午後9時～午後10時		市民等	大人
体育室	市内団体	900円	900円	900円	900円	300円	市民等	400円	100円	

5 その他使用の承認等、使用の不承認、使用料等の減免、使用料等の不還付、休館日、開館時間、使用料の市外団体区分等について定めることとした。

6 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年4月1日。ただし、6(2)は公布の日

(2) 準備行為

発達支援センターの施設の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができることとした。

(3) 三鷹市北野ハピネスセンター条例の一部改正

三鷹市北野ハピネスセンターの幼児部門が、発達支援センターへ移転することに伴い、幼児部門に係る規定を削るほか、規定を整備することとした。

5 三鷹中央防災公園条例（制定）

1 目的及び設置等

(1) 災害時の避難場所及び防災機能を備えた拠点とするとともに、市民の交流の促進及び健康の増進を図るため、三鷹中央防災公園（以下「防災公園」という。）を設置することとした。

(2) 防災公園の設置及び管理については、都市公園法及び同法に基

づく命令並びに三鷹市都市公園条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによることとした。

2 名称及び位置

名称 三鷹中央防災公園

位置 三鷹市新川六丁目 37 番 1 号

3 公園施設

(1) 防災公園を構成する施設は、次のとおりとすることとした。

ア 広場

イ 備蓄倉庫等の防災機能を有する施設

ウ 体育施設（以下「公園体育施設」という。）

(2) (1)ウの公園体育施設は、三鷹市市民体育施設条例に規定する三鷹市総合スポーツセンターとすることとし、その設置及び管理運営は、三鷹市市民体育施設条例の定めるところによることとした。

4 指定管理者による管理

防災公園は、1の目的を効果的に達成するため、指定管理者が管理を行うこととした。

5 指定管理者が行う業務等

(1) 防災公園の維持管理に関する業務

(2) 防災公園の使用の許可に関する業務

(3) 防災公園の使用料の徴収に関する業務

(4) 防災公園の設置目的を効果的に達成するために必要な事業

(5) その他市長が必要と認める業務

6 使用料

指定管理者は、使用の許可を受けた者が、防災公園内の土地又は施設等（公園体育施設を除く。）を使用する場合は、別表に定める額の範囲内で、規則で定める使用料を徴収することとした。

別表

種 別	単 位	金 額
営利行為	(1) 屋外での使用にあつては、使用面積1平方メートルにつき1日 (2) 屋内（公園体育施設を除く。）での使用にあつては、使用面積1平方メートルにつき1日	(1) 75 円
募金その他これらに類する行為		(2) 150 円
展示会、競技会、集会その他これらに類する催し		
業として行う写真又は映画等の撮影	写真の撮影にあつては、1時間につき	1,900 円
	映画等の撮影にあつては、1時間につき	17,300 円

	<p>7 その他使用の許可、使用の不許可、使用料の減免、使用料の不還付、個人情報の取扱い等について定めることとした。</p> <p>8 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成29年4月1日。ただし、8(2)は公布の日</p> <p>(2) 準備行為 防災公園の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができることとした。</p> <p>(3) 三鷹市都市公園条例の一部改正 三鷹中央防災公園条例の制定に伴い、規定を整備することとした。</p>
6	<p><b>三鷹市福祉センター条例（全部改正）</b></p> <hr/> <p>三鷹市福祉会館の名称及び位置を改めるとともに、管理方式について指定管理者制度から市の直営に変更等を行うため、三鷹市福祉会館条例の全部を改正することとした。</p> <p>1 目的及び設置 市民の福祉の増進と生活の向上を図るため、三鷹市福祉センター（以下「福祉センター」という。）を設置することとした。</p> <p>2 名称及び位置 名称 三鷹市福祉センター（現行三鷹市福祉会館） 位置 三鷹市新川六丁目37番1号（現行三鷹市野崎一丁目1番1号（三鷹市民センター内））</p> <p>3 事業及び施設の使用</p> <p>(1) 福祉センターは、1の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うこととした。</p> <p>ア 高齢者及び障がい者の健康増進及び教養の向上に関すること。</p> <p>イ 市民の福祉増進と生活の向上のための各種相談に関すること。</p>

ウ その他福祉センターの目的を達成するために必要な事業  
 (2) (1)の事業に支障がない場合は、施設の使用をさせることができることとした。

4 使用料

福祉センターの施設の使用については、別表第1及び別表第2に定める使用料を徴収することとした。

別表第1

施設名	団体区分	時間区分			
		午前9時～正午	午後0時30分～午後3時30分	午後3時45分～午後6時45分	午後7時～午後10時
会議室	市内 団体	1室につき 1,500円	1室につき 1,500円	1室につき 1,500円	1室につき 1,500円

別表第2

施設名	使用料
浴室	1人1回 100円
ゴルフ練習場	1人1日 100円

5 その他使用の承認等、使用の不承認、使用料の減免、使用料の不還付、休館日、開館時間、使用料の市外団体区分等について定めることとした。

6 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年4月1日。ただし、6(2)は公布の日

(2) 準備行為

福祉センターの施設の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができることとした。

7 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 行政不服審査法の全部改正等に伴う規定の整備

(1) 次の条例について、改正後の行政不服審査法の規定による審理員による審理手続等を適用除外とし、当該条例に基づく処分及び不作為についての審査請求を当該条例に規定する審査会に諮問す

	<p>るとともに、審理手続及び諮問等に関する規定等を整備することとした。</p> <p>ア 三鷹市情報公開条例  イ 三鷹市個人情報保護条例  ウ 三鷹市特定個人情報保護条例</p> <p>(2) 次の条例について、規定を整備することとした。</p> <p>ア 三鷹市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例  イ 三鷹市職員の給与に関する条例  ウ 三鷹市職員退職手当支給条例  エ 三鷹市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  オ 三鷹市市税条例  カ 三鷹市固定資産評価審査委員会条例  キ 三鷹市消防団員等公務災害補償条例</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日  平成 28 年 4 月 1 日</p> <p>(2) その他経過措置を設けることとした。</p>														
8	<p><b>三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 嘱託員の報酬の改定</p> <p>社会教育指導員等の嘱託員の報酬について、処遇の改善を図るため、報酬月額の上限を次のとおり改めることとした。</p> <table data-bbox="391 1608 1289 1937"> <tr> <td>(1) 社会教育指導員</td> <td>176,200 円以内 → 191,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>(2) 教育指導員</td> <td>176,200 円以内 → 191,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 児童館指導員</td> <td>176,200 円以内 → 191,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>(4) スクールカウンセラー</td> <td>204,000 円以内 → 225,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>(5) 学習指導員</td> <td>176,200 円以内 → 191,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>(6) 教育相談員</td> <td>204,000 円以内 → 225,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>(7) 介護認定調査員</td> <td>200,000 円以内 → 212,000 円以内</td> </tr> </table>	(1) 社会教育指導員	176,200 円以内 → 191,000 円以内	(2) 教育指導員	176,200 円以内 → 191,000 円以内	(3) 児童館指導員	176,200 円以内 → 191,000 円以内	(4) スクールカウンセラー	204,000 円以内 → 225,000 円以内	(5) 学習指導員	176,200 円以内 → 191,000 円以内	(6) 教育相談員	204,000 円以内 → 225,000 円以内	(7) 介護認定調査員	200,000 円以内 → 212,000 円以内
(1) 社会教育指導員	176,200 円以内 → 191,000 円以内														
(2) 教育指導員	176,200 円以内 → 191,000 円以内														
(3) 児童館指導員	176,200 円以内 → 191,000 円以内														
(4) スクールカウンセラー	204,000 円以内 → 225,000 円以内														
(5) 学習指導員	176,200 円以内 → 191,000 円以内														
(6) 教育相談員	204,000 円以内 → 225,000 円以内														
(7) 介護認定調査員	200,000 円以内 → 212,000 円以内														

	<p>2 施行期日 平成28年 4 月 1 日</p>
<p>9</p>	<p><b>地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例</b></p> <hr/> <p>1 地方公務員法の一部改正に伴う規定の整備</p> <p>(1) 三鷹市職員の給与に関する条例 等級別基準職務表を定めること、職員を昇給させる場合の昇給の号給数は良好な成績で勤務した場合を4号給（55歳に達した職員は0号給）とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定すること等とともに、規定を整備することとした。</p> <p>(2) 三鷹市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 公表事項に、人事評価の状況、休業に関する状況及び退職管理の状況を加えるとともに、規定を整備することとした。</p> <p>(3) 次の条例について、規定を整備することとした。</p> <p>ア 三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</p> <p>イ 三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p>ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p>エ 三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例</p> <p>2 施行期日 平成 28 年 4 月 1 日</p>
<p>10</p>	<p><b>三鷹市手数料条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 手数料を徴収する事務の追加</p> <p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正により、既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅認定基準が追</p>

	<p>加されたことに伴い、当該認定の審査に係る手数料（建築物の床面積等に応じ1件1万円～503万2,000円）を定めることとした。</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により、建築物エネルギー消費性能向上計画認定制度が新設されたことに伴い、当該認定の審査に係る手数料（建築物の種類、エネルギー消費性能基準、床面積等に応じ1件5,100円～87万1,000円）を定めることとした。</p> <p>2 施行期日 平成28年4月1日</p>
11	<p><b>三鷹市収入証紙条例を廃止する条例</b></p> <hr/> <p>1 条例の廃止 収入証紙を廃止することから、三鷹市収入証紙条例を廃止することとした。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成28年10月1日</p> <p>(2) 経過措置</p> <p>ア この条例の施行の際、既に購入した収入証紙については、平成29年3月31日までの間、なお従前の例により使用できることとした。</p> <p>イ 施行日から平成33年9月30日までの間は、収入証紙を既に購入している者からの払戻しに応じることとした。</p>

## 三鷹市市民体育施設条例の一部を改正する条例

## 1 体育施設の新設

名 称	位 置
三鷹市総合スポーツセンター	三鷹市新川六丁目37番1号

## 2 体育施設の廃止

名 称	位 置
三鷹市第一体育館	三鷹市野崎一丁目1番1号 (三鷹市民センター内)
三鷹市第二体育館	
三鷹市相撲場	

## 3 指定管理者による管理

次に掲げる体育施設等は、その設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者が管理を行うこととした。

- (1) 三鷹市総合スポーツセンター（以下「総合スポーツセンター」という。）
- (2) 三鷹市新川テニスコート
- (3) 三鷹市大沢野川グラウンド（駐車場を含む。）
- (4) 三鷹市大沢総合グラウンド

## 4 指定管理者が行う業務

- (1) 施設並びに設備及び器具の維持管理に関する業務
- (2) 施設並びに設備及び器具の使用の承認に関する業務
- (3) 施設並びに設備及び器具の使用料の徴収に関する業務
- (4) スポーツ活動に係る情報提供及びスポーツの推進に係る事業に関する業務
- (5) 三鷹市大沢野川グラウンド駐車場の使用料の徴収に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

## 5 受講料等の徴収

指定管理者は、この条例の目的に沿った自主事業を行うときは、受講料その他必要な経費を徴収することができることとした。

## 6 利用者懇談会

市長は、体育施設に関する利用者懇談会を開催し、市民の意見を聴くこととした。

## 7 総合スポーツセンターの使用料の新設

総合スポーツセンターの施設の使用については、別表に定める使用料を徴収することとした。

別表

(1) 総合スポーツセンター（プール、トレーニング室及びランニング走路を除く。）

施設名	使用区分	貸切使用					個人使用		
		団体区分	時間区分					個人区分	利用時間
			午前9時～正午	正午～午後3時	午後3時～午後6時	午後6時～午後9時	午後9時～午後10時		
メインアリーナ（全面）	市内団体	11,400円	11,400円	11,400円	11,400円	3,800円	市民等	大人 400円 子ども 100円	
メインアリーナ（半面）		5,700円	5,700円	5,700円	5,700円	1,900円			
サブアリーナ		6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	2,000円			
武道場（全面）		6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	2,300円			
武道場（半面）		3,450円	3,450円	3,450円	3,450円	1,150円			
武道場（1/4面）		1,750円	1,750円	1,750円	1,750円	600円			
小体育室		1,900円	1,900円	1,900円	1,900円	600円			
軽体操室		2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	700円			
多目的体育室		1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	450円			

(2) 総合スポーツセンター（プール、トレーニング室及びランニング走路に限る。）

施設名	使用区分	貸切使用							個人使用		
		団体区分	時間区分							個人区分	利用時間
			午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時	午後9時～午後10時		
プール	市内団体	1コース 2,800円	1コース 2,800円	1コース 2,800円	1コース 2,800円	1コース 2,800円	1コース 2,800円	1コース 1,400円	市民等	大人 400円 子ども 100円	
トレーニング室		-	-	-	-	-	-	-			大人 400円
ランニング走路		-	-	-	-	-	-	-			大人 150円 子ども 50円

	<p>8 その他休場日、開場時間、使用の承認等、使用の不承認、使用料の減免、使用料の不還付、個人情報の取扱い、使用料の市外団体区分等について定めることとした。</p> <p>9 その他規定を整備することとした。</p> <p>10 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成29年4月1日。ただし、10(2)は公布の日、3(3)及び4(5)を適用する改正規定は規則で定める日</p> <p>(2) 準備行為 総合スポーツセンター、三鷹市新川テニスコート及び三鷹市大沢総合グラウンドの使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができることとした。</p>
13	<p><b>三鷹市高齢者センター条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴う規定の整備 介護保険法の一部改正により、介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行されることに伴い、規定を整備することとした。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成28年4月1日</p> <p>(2) その他経過措置を設けることとした。</p>
14	<p><b>三鷹市立保育園設置条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 市立保育園の廃止 公私連携型保育所への移行に伴い、次の市立保育園を廃止することとした。</p>

名 称	位 置
三鷹市立南浦西保育園	三鷹市下連雀七丁目2番1号

- 2 施行期日  
平成28年4月1日

15 三鷹市総合保健センター条例の一部を改正する条例

- 1 位置の変更  
三鷹市総合保健センター（以下「保健センター」という。）の位置を三鷹市新川六丁目37番1号（現行三鷹市新川六丁目35番28号）とすることとした。
- 2 施設の使用  
保健センターの事業に支障がない場合は、施設の使用をさせることができることとした。
- 3 使用料  
施設の使用については、別表に定める使用料を徴収することとした。

別表

施設名	団体区分	時間区分			
		午前9時～正午	午後0時30分～午後3時30分	午後3時45分～午後6時45分	午後7時～午後10時
多目的室1	市内	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
多目的室2	団体	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円

- 4 その他使用の承認等、使用の不承認、使用料の減免、使用料の不還付、休館日、開館時間、使用料の市外団体区分等について定めることとした。
- 5 その他規定を整備することとした。
- 6 施行期日等
- (1) 施行期日  
平成29年4月1日。ただし、6(2)は公布の日
- (2) 準備行為  
保健センターの施設の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができることとした。

16	<p><b>三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 国民健康保険税の見直し</p> <p>(1) 課税限度額の引上げ  次のとおり課税限度額を4万円引き上げ、課税限度額総額を85万円とすることとした。</p> <p>ア 基礎課税分（医療分） 51万円→52万円  イ 後期高齢者支援金等課税分 16万円→17万円  ウ 介護納付金課税分 14万円→16万円</p> <p>(2) 所得割額の算定割合の引上げ  次のとおり所得割額の算定割合を100分の0.4引き上げ、所得割額の算定割合の合計を100分の7.7とすることとした。  後期高齢者支援金等課税分 100分の1.2→100分の1.6</p> <p>(3) 均等割額の引上げ  次のとおり均等割額を1,200円引き上げ、均等割額総額を4万6,000円とすることとした。</p> <p>ア 基礎課税分（医療分） 2万4,400円→2万5,000円  イ 後期高齢者支援金等課税分 7,900円→8,500円</p> <p>(4) 保険税の減額  低所得者世帯に対する保険税（均等割額）の軽減について、「5割減額」の所得基準額については33万円に加える額を被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円から26万5,000円に引き上げ、「2割減額」の所得基準額については33万円に加える額を被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円から48万円に引き上げることとした。</p> <p>2 施行期日  平成28年4月1日。ただし、1(4)は規則で定める日</p>
17	<p><b>三鷹市建築審査会条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 趣旨  地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次一括法）による建築基準法の一部改正に伴い、条例委任された事項について定めることとした。</p>

	<p>2 建築審査会の委員の任期 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないこととした。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とすることとした。</p> <p>3 施行期日 平成28年4月1日</p>
18	<p><b>東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について</b></p> <hr/> <p>1 保険料軽減のための負担金制度の継続 保険料の軽減措置を引き続き実施するため、平成28年度及び平成29年度の2年間の時限措置として、審査支払手数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額、保険料未収金補填分相当額、保険料所得割額減額分相当額及び葬祭費相当額を市区町村が負担することとした。</p> <p>2 施行期日 平成28年4月1日</p>
19	<p><b>赤鳥居通り駐輪場等の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について</b></p> <hr/> <p>1 指定期間の変更 赤鳥居通り駐輪場等の指定管理者（株式会社まちづくり三鷹（三鷹市下連雀三丁目38番4号））の指定期間を次のとおり変更することとした。</p> <p>(1) 赤鳥居通り駐輪場等11施設（赤鳥居通り駐輪場、旭町通り駐輪場、上連雀二丁目駐輪場、さくら通り第1駐輪場、さくら通り第2駐輪場、しろがね通り第1駐輪場、禅林寺通り第1駐輪場、禅林寺通り第2駐輪場、禅林寺通り第3駐輪場、三鷹駅南口中央駐輪場、三鷹産業プラザ駐輪場） 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで</p>

	↓
	平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
	(2) 井の頭第 1 駐輪場等 3 施設 (井の頭第 1 駐輪場、井の頭第 2 駐輪場、つつじヶ丘駐輪場)
	平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
	↓
	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
	(3) しろがね通り第 2 駐輪場
	平成 25 年 6 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
	↓
	平成 25 年 6 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
	(4) すずかけ駐輪場等 2 施設 (すずかけ駐輪場、三鷹駅南口東駐輪場)
	平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
	↓
	平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
	(5) 三鷹台第 1 駐輪場等 5 施設 (三鷹台第 1 駐輪場、三鷹台第 2 駐輪場、三鷹台第 3 駐輪場、三鷹台第 4 駐輪場、三鷹台第 5 駐輪場)
	平成 26 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
	↓
	平成 26 年 6 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
2	指定管理者の指定
	赤鳥居通り駐輪場等の指定管理者を次のとおり指定することとした。
	(1) 施設
	赤鳥居通り駐輪場等 23 施設
	(2) 指定管理者
	三鷹市下連雀三丁目 38 番 4 号
	株式会社まちづくり三鷹
	(3) 指定の期間
	平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

20	平成 27 年度三鷹市一般会計補正予算（第 4 号）
21	平成 27 年度三鷹市一般会計補正予算（第 5 号）
22	平成 28 年度三鷹市一般会計予算
23	平成 28 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算
24	平成 28 年度三鷹市下水道事業特別会計予算
25	平成 28 年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算
26	平成 28 年度三鷹市介護保険事業特別会計予算
27	平成 28 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算

○ **特記事項**

三鷹市市税条例の一部を改正する条例